

## 日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体として、法律による自治体の個人情報保護制度の標準化について慎重な検討を求める意見書

わが国の個人情報保護法制は、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた。その最初のもは、市議会での指摘を受けて1975年に制定された「国立市電子計算組織の運営に関する条例」である。国立市では、同条例を基に1986年に自己情報コントロール権を保障する「国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を制定し、市議会決議を受けて2003年に「国立市個人情報保護条例」に全面改正し、その後も個人情報の一層の保護を図る条例改正を重ねてきた。

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取り扱い方法は、自治体ごとに条例で規定されている。国立市の条例では思想・信条等に関わるセンシティブ情報の収集や個人情報の目的外利用は原則禁止され、特に必要がある場合であっても、予め審議会の意見を聴かなければならない。

一方、国が個人情報保護関連3法を施行したのは、国立市の条例から30年経た2005年である。2016年には、ビッグデータとして活用するための「非識別加工情報」の仕組みが導入され、法の目的に「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現」のための「個人情報の有用性」の配慮が盛り込まれるなど、地方自治体の個人情報保護制度とは根本的な部分で異なっている。国の個人情報保護制度が変質してきた背景には、多種多様な個人に係るデータをビッグデータとして利活用し、データビジネスの活性化につなげたい産業界の意向がある。産業界は、地方自治体が保有する個人情報についても、その範囲や取り扱い方法が異なることが「民間による行政データ活用の大きなハードルになる」(2019年第12回経済財政諮問会議・有識者議員提案)として、個人情報保護法制の一元化を求めてきた。

これらの動きに対して、地方自治体サイドでは、個人データの広範な利活用に道を開く個人情報保護法制の一元化に慎重な姿勢を取ってきた。国の個人情報保護委員会が地方自治体や地方三団体と意見交換を行うために設置した「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」は第4回電話会議(7月3日)で打ち切られたが、複数の自治体側参加者が、個人データの利活用や検討の進め方に懸念を表明した。懇談会の打ち切り後も、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し(9月7日「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」)、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている(10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」)。

地方自治体が慎重な検討を求める中、政府は、地方自治体ごとに異なる個人情報の取り扱いに共通ルールを規定し、標準化する個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出しようとしている。

よって、国立市議会は日本で最初に個人情報保護に関する条例を制定した自治体議会として、自治体の個人情報保護条例を法律で標準化し、一律に個人データを利活用することに対しては、地方自治体の意見を十分に聞きながら、納得できる形で丁寧かつ慎重な検討を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2020年11月18日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、個人情報保護委員会委員長、内閣官房長官、総務大臣

## 個人情報保護法の改正について慎重に検討するよう求める意見書

地方自治法が保有する個人情報の範囲や取扱方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法制においては、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた歴史がある。

個人情報の取扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため地方自治体の条例には、要配慮個人情報に独自の情報を加えたり、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取するなど、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。

そうした中、政府は、官民で異なる個人情報の定義などを揃え、医療分野のデータ活用や災害時の個人情報提供などを円滑に進めること等を目的とし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出することを目指し、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリングとともに実態把握や論点整理を実施し、改正内容の検討を進めてきた。

一方、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し（9月7日「個人情報保護制度見直しに関する検討会」）、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

よって、あきる野市議会は政府に対し、個人情報保護の見直しについて、慎重に検討を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月17日

東京都あきる野市議会  
議長 天野正昭

提出先

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 デジタル改革担当大臣  
個人情報保護委員会委員長

## 法律による自治体の個人情報保護制度の標準化に反対する意見書

我が国の個人情報保護法制は、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた。

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取扱い方法は、自治体ごとに条例で規定されている。

一方、国が個人情報保護関連3法を施行したのは、2005年である。2016年には、ビッグデータとして活用するための「非識別加工情報」の仕組みが導入され、法の目的に、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現のための個人情報の有用性の配慮が盛り込まれるなど、地方自治体の個人情報保護制度とは根本的な部分で異なっている。国の個人情報保護制度が変質してきた背景には、多種多様な個人に係るデータをビッグデータとして利活用し、データビジネスの活性化につなげたい産業界の意向がある。産業界は、地方自治体が保有する個人情報についても、その範囲や取扱い方法が異なることが、民間による行政データ活用の大きなハードルになる(2019年第12回経済財政諮問会議・有識者議員提案)として、個人情報保護法制の一元化を求めてきた。

これらの動きに対して、地方自治体側では、個人データの広範な利活用に道を開く個人情報保護法制の一元化に慎重な姿勢を取ってきた。国の個人情報保護委員会が地方自治体や地方三団体と意見交換を行うために設置した「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」は、2020年7月3日の第4回電話会議で打ち切られたが、複数の自治体側参加者が、個人データの利活用や検討の進め方に懸念を表明した。懇談会の打ち切り後も、全国市長会は、2020年9月7日の「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差があることから、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること等、4項目を要請し、全国市議会議長会は、2020年10月13日の「地方六団体と総務大臣の意見交換会」において、個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしいとの趣旨の要請を行っている。

地方自治体が慎重な検討を求める中、政府は、地方自治体ごとに異なる個人情報の取扱いに共通ルールを規定し標準化する、個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出しようとしている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、自治体個人情報保護条例を法律(個人情報保護法)で標準化し、自治体の判断によらず一律に個人データを利活用することに反対し、実行しないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
内閣官房長官 様

## 個人情報保護法の改正について慎重に検討するよう求める意見書

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取扱方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法制においては、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた歴史がある。

個人情報の取扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため地方自治体の条例には、要配慮個人情報に独自の情報を加えたり、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取するなど、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。

そうした中、政府は、官民で異なる個人情報の定義などを揃え、医療分野のデータ活用や災害時の個人情報提供などを円滑に進めること等を目的とし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出することを目指し、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリングとともに実態把握や論点整理を実施し、改正内容の検討を進めてきた。

一方、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し（2020年9月7日「個人情報保護制度見直しに関する検討会」）、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（2020年10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

よって、清瀬市議会は政府に対し、個人情報保護の見直しについて、慎重に検討を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年3月24日

清瀬市議会

提出先

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 デジタル改革担当大臣  
個人情報保護委員会委員長

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案による地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルールの設定について慎重な検討を求める意見書

地方公共団体における個人情報の取扱いについては、国の法制化に先立ち、多くの自治体において条例が制定され、実務が積み重ねられてきた。

個人情報とは、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図る必要があり、その取扱いにあたっては、慎重な判断と十分な合意形成が求められていることから、地方公共団体の条例には、独自の要配慮個人情報の規定や、審議会での意見聴取する等の様々な工夫がなされている。

こうした中、政府は、国・地方・民間で異なる個人情報の定義等の統一や全国的な共通ルールを設定し、取扱いに関する規律の不均衡が顕著に表れている医療分野等での情報活用や情報提供を円滑に進めること等を目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案を国会に提出した。

一方、地方からは、全国市長会が、昨年9月の「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」で、自治体間において、基準を統一化する場合の範囲や手法の考え方に様々な意見があることから、地方公共団体の意見を十分に聞きながら混乱が生じないように慎重に検討を進めること等を要請している。また、全国市議会議長会も、昨年10月の「地方六団体と総務大臣の意見交換会」において、個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もあり、自治体が納得できる形で丁寧な進め方をするよう要請を行ったところである。

よって、国会及び政府においては、法律による地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルールの設定にあたっては、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、慎重かつ丁寧な検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、デジタル改革  
担当大臣、個人情報保護委員会委員長  
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに  
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員

## 地方公共団体のデジタル化に伴う個人情報の保護に関する意見書

新型コロナウイルスへの対応において顕在化したデジタル化の遅れ等の課題に的確に対応し、社会のデジタル化を強力に推進するため、令和3年5月にデジタル改革関連6法が成立した。これにより、国民の利便性の向上や社会的課題の解決につながることを期待される一方で、様々な課題も指摘されている。

地方公共団体のデジタル化の一環として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、これまで地方公共団体が個別に条例で定めていた個人情報保護のルールを全国で共通化するなどの変更がなされたが、共通化することにより、かえって個人情報の保護が後退するのではないかという懸念が広がっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に当たり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 個人情報の漏えいを防ぎ、個人の権利利益の保護を図るために必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体がその地域の特性に照らし個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月6日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

} 宛(各通)